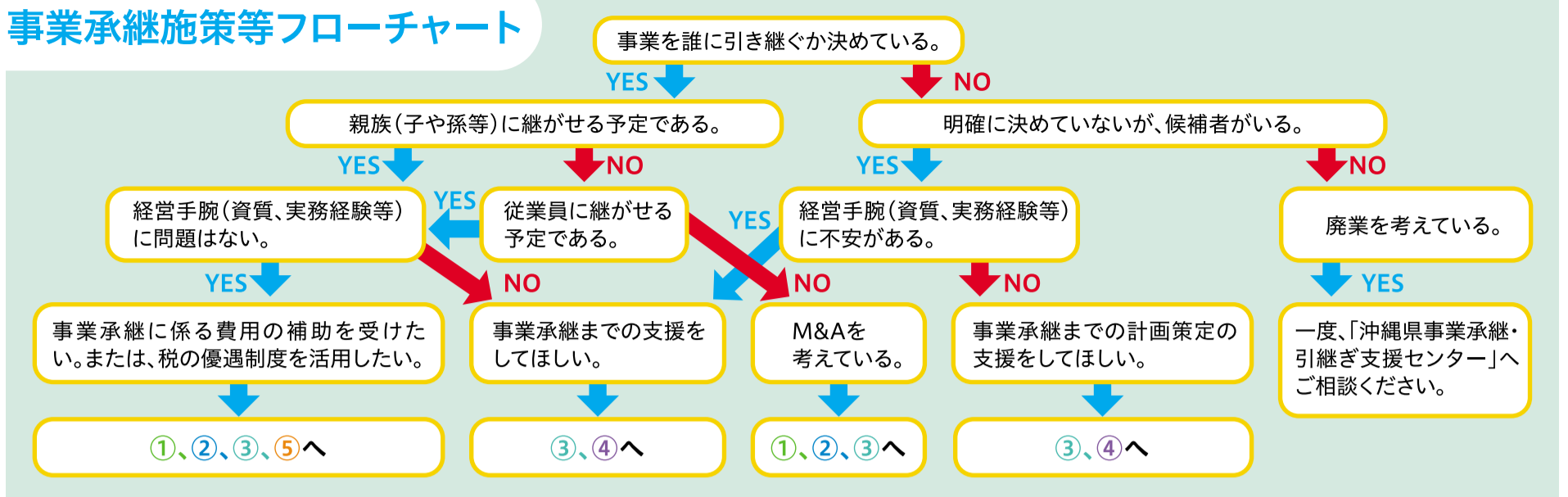


事業承継施策等フローチャート



①事業承継・引継ぎ補助金(国) 令和2年度 第3次補正予算

事業承継・引継ぎ補助金は、事業再編、事業統合を含む中小企業者等の事業承継・引継ぎを契機とする新たな取り組みや廃業に係る費用の一部を補助するとともに、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎに要する経費の一部を補助する事業を行うことにより、新陳代謝を加速し、我が国経済の活性化を図ることを目的とします。

経営革新			
<対象者> 事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)			
<類型> I型(創業支援型)/II型(経営者交代型)/III型(M&A型)			
<補助額>			
類型	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費用)
I型	100万円	400万円	+200万円
II型			
III型			
※補助額は、補助対象経費の3分の2以内			
<対象経費> 設備投資費用、人件費、店舗・事務所の改築工事費用 等			

専門家活用			
<対象者> M&Aにより経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)			
<類型> I型(買手支援型)/II型(売り手支援型)			
<補助額>			
類型	補助下限額	補助上限額	上乗せ額(廃業費用)
I型	50万円	400万円	-
II型			+200万円
※補助額は、補助対象経費の3分の2以内			
<対象経費> M&A類型支援業者に支払う手数料、デューデリジェンスにかかる専門家費用 等			

公募・申請受付期間(共通) ※受付終了※
1次募集:2021年6月11日(金)~7月12日(月)18:00
2次募集:2021年7月13日(火)~8月13日(金)18:00
2021 事業承継・引継ぎ補助金事務局HP

②事業承継推進事業補助金(沖縄県)

後継者不在の状況の改善を図るため、事業承継に要する経費の一部を補助することにより中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業者の事業の継続と雇用の維持、技術を承継し、事業の承継を推進することで、世代交代を通じた持続的な県経済の活性化を図ることを目的としています。

対象者
・親族間承継又は第三者承継(M&A)に取組む県内に本社を有する中小企業、小規模企業者、個人事業主
※従業員承継は対象外
※第三者承継(M&A)の場合、補助対象事業者は売り手のみとなります。

補助内容

補助上限額	補助率	交付予定件数
50万円	2/3以内	50件

<対象経費>
謝金、委託費、外注費、マーケティング調査費、広告費、旅費、会場賃借料、システム利用料、材料費、知的財産権等関連経費、廃業費用、その他知事が必要と認める経費

公募・申請受付期間
第3回:2021年9月21日~2021年10月12日
第4回:2021年10月13日~2021年11月8日
第5回:2021年11月9日~2021年12月14日
※電子申請のみの受付(申請手続きは県産業振興公社が支援)

お問い合わせ先
事業承継推進事業事務局
公益財団法人沖縄県産業公社 経営支援部 事業支援課
〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1
(沖縄県産業支援センター4階)
TEL:098-859-6236
FAX:098-859-6233

③事業承継総合支援事業(国事業)

事業承継・引継ぎ支援センターを設置しており、同センターで事業承継に悩むすべての中小企業等を全力で支援しています。(詳細は、4面参照)

お問い合わせ先
沖縄県事業承継・引継ぎ支援センター
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル5階(仮移転先)
TEL:098-941-1690

④小規模事業者等持続化支援事業(沖縄県事業)

沖縄県親族内承継を主として、沖縄県商工会連合会、那覇商工会議所にアドバイザーを置き、事業承継前の事業者に対する巡回指導を行うとともに、必要に応じて専門家を派遣して事業承継計画策定のサポート等も行います。また、事業承継や創業直後の事業者に対する支援も行います。※利用料はかかりません。無料となっております。

お問い合わせ先
○商工会地区及び宮古島商工会議所地区の方
沖縄県商工会連合会 支援課
〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1
(沖縄県産業支援センター6階)
TEL:098-860-6150
○本島内商工会議所地区の方
那覇商工会議所 中小企業相談部
〒900-0015 沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号
琉球リース総合ビル6階(仮移転先)
TEL:098-868-3758

⑤事業承継税制について

①非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。一般措置と特例措置があります。比較は右の表のとおりです。

	一般措置	特例措置
事前の計画策定	不要	5年以内の特例承継計画の提出(2018年4月1日~2023年3月31日まで)
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等(2018年1月1日~2027年12月31日まで)
対象株数	総株数式の最大3分の2まで	全株式
納税猶予割合	贈与:100% 相続:80%	100%
承継パターン	複数の株主から1人の後継者	複数の株式から最大3人の後継者
雇用確保要件	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要	弾力化
経営環境変化に対応した免除	なし	あり
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から20歳以上の推定相続人・孫への贈与	60歳以上の者から20歳以上の者への贈与

②個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の猶予制度

後継者である受贈者又は相続人等が、事業用の宅地等、建物、減価償却資産(以下「特定事業用資産」という。)を贈与又は相続等により取得し、経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

詳しい制度の詳細はこちら
制度の詳細、申請方法、マニュアル等、詳細については、以下のホームページからご確認ください。

沖縄県の申請窓口
沖縄県 商工労働部 中小企業支援課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
行政棟8階(北側)
TEL:098-866-2343 FAX:098-861-4661

中小企業庁HP

中小機構は、円滑な事業承継の実現をサポートするため、様々な支援メニューで支援しております。

お問い合わせ先▶中小企業基盤整備機構沖縄事務所 〒901-0152 沖縄県那覇市宇小禄1831-1 沖縄県産業支援センター313-1 TEL:098-859-7566

人材育成(経営後継者研修)
中小企業が運営する「中小企業大学校」で、後継者を育成するための研修を実施しています。東京校で実施する「経営後継者研修」は約40年の歴史を有しております。また、中小企業大学校では、この他にも人材育成のための多彩な研修メニューで実施しております。(経営後継者研修)

事業承継計画作成支援
事業承継を実行するまでにやるべきことの「見える化」するための事業承継計画(骨子)を作成するためのサポート(専門家の派遣)します。(事業承継対策)

事業承継ファンド(中小企業成長支援ファンド)
後継者が不在、後継者候補の育成が必要な場合など、事業承継をする際にファンドから投資が受けられる方法があります。(中小機構 ファンドからの投資)

事業承継の準備、事例紹介

- ・第三者への引継ぎ事例(創業300年超の名門温泉旅館。歴史と従業員を県内成長企業に引き継ぐ)
- ・中小企業経営者のための事業承継対策(計画的な事業承継の準備のための冊子)
- ・事業価値を高める経営レポート作成マニュアル改訂版(自社の持つ経営資源(知的財産)の見える化をサポート)

その他

- ・小規模企業共済:小規模企業の経営者、役員、個人事業主の積み立てによる退職金制度
- ・経営セーフティ共済:取引先が倒産した際に、中小企業が連鎖倒産や経営難に陥ることを防ぐための制度